

施設基準等（当院は以下の施設基準に適合するものとして九州厚生局長に届出を行っています） 令和8年4月1日現在

<基本診療料の施設基準等に係る届出>

- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算2
- 歯科外来診療感染対策加算4
- 歯科診療特別対応連携加算
- 医療DX推進整備体制加算1
- 特定機能病院入院基本料
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1
- 急性期看護補助体制加算
- 看護職員夜間配置加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算1
- 無菌治療室管理加算2
- 放射線治療室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）
- 緩和ケア診療加算
- 小児緩和ケア診療加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科リエンチーム加算
- 摂食障害入院医療管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算1
- 感染対策向上加算1
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期対応充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊産婦管理加算
- ハイリスク分娩等管理加算
 - ・ 1年間の分娩実件数 216件
 - ・ 産科内産科医師数 7名
 - ・ 産科内産科助産師数 16名
- 後発医薬品使用体制加算1
- バイオ先端医療使用体制加算
- 病棟薬剤業務実態加算1
- 病棟薬剤業務実態加算2
- テーマ提出加算1
- 入院支援加算1
- 認知症ケア加算1
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 精神科急性期医師配置加算2
- 地域医療体制確保加算
- 救急救急入院料1
- 特定集中治療室管理料1
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 新生児特定集中治療室管理料1
- 小児入院医療管理料2
- 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
- 入院時食事療養/生活療養（1）

<特掲診療料の施設基準等に係る届出>

- ウイルス疾患指導料
- 外来栄養食事指導料の注2に規定する施設基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注らに規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ
- がん患者指導管理料ハ
- がん患者指導管理料ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料（臓器移植後）
- 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生精補助医療管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料1・3
- 下肢創傷処置管理料
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 連携充実加算
- がん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携計画策定料
- ハイリスク妊産婦連携指導料2
- 肝炎インフルエンザウイルス治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子の診療情報提供料
- 医療機器安全管理料1
- 医療機器安全管理料2
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 在宅補込型補助人工心臓（非拍動流量型）指導管理料
- 在宅腫瘍治療電療療法指導管理料
- 在宅経肛門の自己洗滌指導管理料
- 持続血糖測定器加算（指針注入シリッジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（指針注入シリッジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- 染色体検査の注2に規定する施設基準
- 骨髄微小残存病変測定
- BRC A 1/2 遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体
- 抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ加算）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（I）
- 検体検査管理加算（IV）
- 国際標準検査管理加算
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップフィルタ試験
- 人工脾臓検査、人工脾臓療法
- 長期継続透析内脳波検査
- 長期脳波ビデオ同時記録検査1
- 脳波検査判断料1
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- 補聴器用補聴器電圧及び全視野精密網膜電図
- ロビーション検査判断料
- コンタクトレンズ検査料1
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 経頭静脈の肝生検
- 前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- 経気管支凍結生検法
- 口腔腫瘍定量的検査
- 有床義歯咀嚼機能検査1のイ
- 有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査
- 有床義歯咀嚼機能検査2のイ
- 有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査
- 精密触覚機能検査
- 画像診断管理加算4
- 歯科画像診断管理加算1
- 歯科画像診断管理加算2
- ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。）
- ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）
- ポジトロン断層撮影（PSMAイメージング剤を用いた場合）
- ポジトロン断層・コンピュータ断層検査撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。）
- ポジトロン断層・コンピュータ断層検査撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）
- ポジトロン断層・コンピュータ断層検査撮影（PSMAイメージング剤を用いた場合）
- ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層検査撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）
- ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層検査撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）
- ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層検査撮影（PSMAイメージング剤を用いた場合）
- CT撮影及びMRI撮影
- 運動脈CT撮影加算
- 血流予備量比コンピュータ断層撮影
- 外傷全身CT加算
- 心臓MR撮影加算
- 乳房MR撮影加算
- 小児鎮静下MR撮影加算
- 頭部MR撮影加算
- 全身MR撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処置料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 運動器リハビリテーション料（I）
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- がん患者リハビリテーション料
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 認知療法・認知行動療法1
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抗性失調症治療指導管理料に限る。）
- 医療保護入院等診療料
- エタノールの局所注入（甲状腺に対する）
- エタノールの局所注入（副甲状腺に対する）
- 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1
- 導入期加算3及び腎代替療法実績加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析連通加算
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ストーマ併症加算
- 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）
- 手術用除菌鏡加算
- 口腔粘膜処置
- 口腔無菌的電流形成加算
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象由技工士連携加算
- 光学印象
- CAD/CAM製及びCAD/CAMインレー
- 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2
- 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算）
- 組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- 骨悪性腫瘍、軟骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- 椎間板内酵素注入療法
- 緊急穿膜性腫瘍手術
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脳神経刺激装置植込術及び神経刺激装置交換術
- 頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）

<続き 特掲診療料の施設基準等に係る届出>

- 悪性性腎臓くも膜炎手術（腎臓くも膜剥離操作を行うもの）
- 角結膜悪性腫瘍切除術
- 角膜移植術（内皮移植加算）
- 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（線内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過泡再建術（needle法））
- 毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）
- 網膜付着組織をきむ硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- 網膜再建術
- 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- 人工内耳植込術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性性腫瘍手術（頭蓋窩閉鎖、再建を伴うもの）
- 顔面下顎頭悪性性腫瘍手術（軟口蓋悪性性腫瘍手術を含む。）
- 内視鏡下鼻内注手術（ボツリヌス毒素によるもの）
- 顔面下顎頭悪性性腫瘍手術
- 喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- 内視鏡下甲狀腺部分切除術、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲狀腺全摘（亜全摘）術（高聾）、内視鏡下副甲狀腺（上皮小体）腺腫摘出術
- 内視鏡下甲狀腺悪性性腫瘍手術
- 乳房腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRIによるもの）
- 頭頸部悪性性腫瘍光線力学療法（歯科）
- 頭頸部悪性性腫瘍光線力学療法（歯科）
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- グル充填人工乳嚢を用いた乳房再建術（乳房切除術後）
- 胸壁腫瘍下大動脈摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸壁腫瘍下大動脈悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 気管支バルブ留置術
- 胸壁腫瘍下大動脈腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸壁腫瘍下肺動脈（区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸壁腫瘍下肺悪性性腫瘍手術（区域切除、内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 肺悪性性腫瘍手術（壁側・縦隔胸膜全切除（縦隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）
- 胸壁腫瘍下肺悪性性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- 肺悪性性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸壁腫瘍下食道悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸壁腫瘍下食道悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 胸壁腫瘍下形成術
- 胸壁腫瘍下弁置換術
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術）
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術
- ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 洞室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び洞室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び洞室ペースメーカー機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び洞室ペースメーカー機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極/大動脈/バルーンパンピング法（IABP法）
- 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 補助人工心臓
- 経皮的右下肢動脈形成術
- 腹壁腫瘍下リンパ節郭清術（後腹膜）
- 腹壁腫瘍下リンパ節郭清術（傍大動脈）
- 腹壁腫瘍下リンパ節郭清術（前方）
- 腹壁腫瘍下小切開腹腔内リンパ節郭清術、腹壁腫瘍下小切開後腹膜リンパ節郭清術、腹壁腫瘍下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹壁腫瘍下小切開
- 骨盤内悪性性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹壁腫瘍下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- 腹壁腫瘍下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹壁腫瘍下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器）
- 腹壁腫瘍下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹壁腫瘍下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡）
- 腹壁腫瘍下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹壁腫瘍下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器）
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹壁腫瘍下縦隔筋拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下胆管悪性性腫瘍手術（胆管摘出を伴うもの）
- 胆管悪性性腫瘍手術（膵臓十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 腹壁腫瘍下肝切除術（部分切除及び外側区域切除、亜区域切除、1区域切除（外側区域切除を除く）、2区域切除及び3区域切除以上のもの）
- 腹壁腫瘍下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下脾腫瘍摘出術
- 腹壁腫瘍下脾体尾部腫瘍切除術
- 腹壁腫瘍下脾体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下脾中央切除術
- 腹壁腫瘍下脾頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 早期悪性性腫瘍大腸がん摘出術
- 腹壁腫瘍下結腸悪性性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下膵膵摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹壁腫瘍下膵膵腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器）
- 腹壁腫瘍下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹壁腫瘍下悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腎悪性性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術及びハンパ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹壁腫瘍下膀胱悪性性腫瘍手術
- 腹壁腫瘍下膀胱悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 精巣温存手術
- 精巣内精子採取術
- 腹壁腫瘍下前立腺悪性性腫瘍手術
- 腹壁腫瘍下前立腺悪性性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 女子外生殖器悪性性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算
- 腹壁腫瘍下陰部腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下山骨盤固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下陰式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下子宮悪性性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹壁腫瘍下子宮悪性性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- 腹壁腫瘍下子宮悪性性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- 腹壁腫瘍下子宮前壁部修復術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 脳科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 脳科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- 脳科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮頸部腫瘍腫瘍摘出術）
- 脳血管管理料Ⅱ
- コーディネート体制充実加算
- 自己クオリオプレシビテート作製術（用手法）
- 同種クオリオプレシビテート作製術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 痔瘻造設時痔下機能評価加算
- 歯周組織再生誘導手術
- 手術時歯機連レーザー応用加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯根摘出術の注3
- レーザー機器加算
- 歯周病薬剤管理加算
- 麻酔管理料（I）
- 麻酔管理料（II）
- 歯科麻酔管理料
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 一回経量増加加算
- 遠程変調放射線治療（IMRT）
- 遠程誘導放射線治療（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 遠程誘導密封小線源治療加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- デジタル病理画像による病理診断
- 病理診断管理加算2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 口腔病理診断管理加算2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科矯正診断料
- 顎口腔機能診断料（顎顔面手術（顎顔面手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）
- 看護職員処遇改善評価料6.1
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料（81）
- 精検ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査
- 脳神経センチネルリンパ節生検 早期がん
- S-1内服投与並びにパクリタキセル静脈内投与の併用療法群がん（遠隔転移を伴うもの）
- シクロホスファミド静脈内投与療法 成人T細胞白血病（末梢血幹細胞の非血腫者間移植が行われたものに限る。）
- 術前のゲムシタピン静脈内投与及びナブパクリタキセル静脈内投与の併用療法 切除が可能な膵臓がん（七十歳以上八十歳未満の患者）
- 酸素の購入価格に関する届出書

脳科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（脳科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術件数（令和7年1月～令和7年12月（実績））

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	200
イ 黄斑下手術等	545
ウ 鼓室形成手術等	35
エ 肺悪性性腫瘍手術等	247
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	14
区分2に分類される手術	件数
ア 軟骨新製形成手術等	28
イ 水頭症手術等	46
ウ 鼻副鼻腔悪性性腫瘍手術等	15
エ 尿道形成手術等	17
オ 角膜移植術	9
カ 肝切除術等	150
キ 子宮附属器悪性性腫瘍手術等	43
区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	7
イ 上顎骨悪性性腫瘍手術等	59
ウ パセドウ甲狀腺全摘（亜全摘）術（高聾）	27
エ 母指化手術等	5
オ 内反足手術等	3
カ 食道切除再建術等	8
キ 同種死体腎移植術等	32
区分4に分類される手術	件数
脳神経又は股関節を用いる手術	689
その他の区分に分類される手術	件数
ア 人工関節置換術	154
イ 乳児外科施設基準対象手術	9
ウ ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術	39
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	215
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈狭窄切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	96
【経皮的冠動脈形成術に係る院内掲示（再掲）】	件数
① 急性心筋梗塞に対するもの	20
② 不安定狭心症に対するもの	2
③ その他のもの	31
【経皮的冠動脈ステント留置術に係る院内掲示（再掲）】	件数
① 急性心筋梗塞に対するもの	3
② 不安定狭心症に対するもの	3
③ その他のもの	51